

第IV章 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用

広域構想（改定）策定検討委員会の補助

第IV章 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（改定）策定検討委員会の補助

1. 協議会について

(1) 協議会及び委員会等の位置づけ・実施スケジュール

沖縄県では、「広域構想」の改定に向け、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想検討協議会」を設置した。本協議会は、中南部都市圏における大規模な駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用により、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図るため、嘉手納飛行場より南の返還が予定されている駐留軍用地6施設について、広域的な観点から連携した跡地利用の方向性の検討を行い、「広域構想」の改定に向けた協議を行うことを目的とする。

協議会は、「本部協議会」、「委員会」、「幹事会」で組織し、幹事会及び委員会について令和8年に各3回程度、令和9年に各1回程度開催予定である。

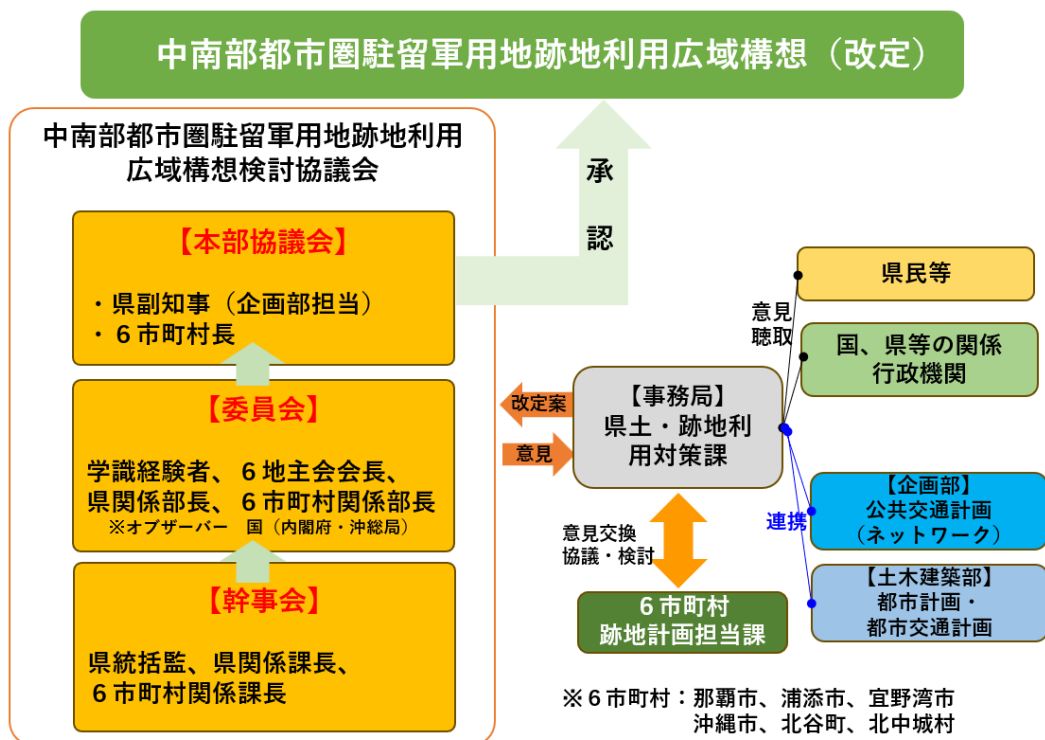


図 協議会の位置づけ・体制

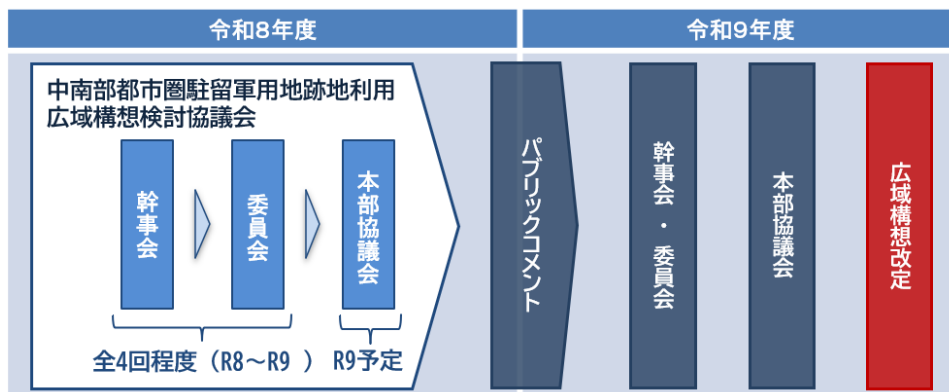


図 協議会の実施スケジュール

2. 委員会及び幹事会資料作成

第1回中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想検討委員会及び幹事会（令和8年度開催予定）のため、本委員会の目的・位置づけや、「広域構想」改定素案の内容と改定のポイントを示した資料を作成した。